

新潟県奨学金(高校)

貸与
(無利子)

1 対象者

- ①新潟県内居住者の子弟
- ②高校等(※)に在学中又は進学予定の者
(※高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程))
- ③人物、学力ともに優秀で、経済的理由により修学が困難な者
- ④(独)日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けない者

2 貸与条件

家計基準	父母等の収入・所得が県の定める基準以下 【4人世帯の場合の目安(※家族構成によって異なります。)]			
	給与所得世帯		給与所得以外の世帯	
	770万円程度以下		310万円程度以下	
学力基準	1年生以下 (中学での評定)		2年生以上 (在学校での評定)	
	評定平均 3.0 以上		評定平均 3.0 以上	
	※在学採用では基準無の採用枠あり			
貸与月額	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円
貸与期間	卒業までの最短修業年限まで			


3 募集時期及び申込方法

	対象者	募集時期	申込先
在学採用	高校等に在学中の者	5月頃	在学校へ
予約採用	翌年度4月に高校等へ進学予定の者 (高専は予約採用対象外)	12月頃	在学校へ (中卒認定合格者等は県へ)
緊急貸与	家計急変等の事由が発生した者	随時	在学校へ
U・Iターン 促進支援枠	新潟県外から世帯で本県へ U・Iターンした者	随時	在学校へ

◎返還方法・猶予制度

返還	<ul style="list-style-type: none">・卒業後8ヶ月据え置き後、最長15年以内に返還・「半年賦(12月と6月)」又は「年賦(12月)」より選択
返還方法	別途送付する納入通知書により、金融機関等の窓口で納入
返還猶予	奨学金返還時において返還困難な事情のある場合は、必要書類の提出により返還を免除することができます。 (※猶予は1年が上限。延長する場合は再度届出が必要) <ul style="list-style-type: none">・本人が大学等在学中・病気・失業中である場合等・奨学金返還時の世帯年収等が一定額以下(給与所得世帯は300万円以下、給与所得以外の世帯は200万円以下)である場合

◎問い合わせ先及び募集要項請求の方法

申込手続に関すること	在学校へお問い合わせください。
制度全般に関すること	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁 高等学校教育課 奨学金係 電話：025-280-5638(直通)
募集要項の請求方法	(1)在学する学校等へ請求 (2)郵送で請求 返信用封筒(角型2号)に140円分の切手を貼り、郵便番号、住所、氏名、いずれの募集要項を請求するか明記したものを、県に郵送してください。 ※県ホームページにも掲載しています。 <input type="text" value="新潟県奨学金ガイド"/> <input type="button" value="検索"/> 

新潟県高等学校 定時制課程及び通信制課程修学奨励金

貸与
(無利子)

1 対象者

- ① 働きながら新潟県内の高等学校定時制課程若しくは通信制課程に在学している者
又は働きながら広域の通信制の課程に在学し、新潟県内に住所を有する者
- ② 経済的理由により就学が困難と認められる者
- ③ (独)日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けない者
- ④ 通信制課程又は単位制による定時制課程の生徒にあつては、単位の履修状況及び修得状況が県の定める基準に達している者

2 貸与条件

貸与額	月額 14,000 円
貸与期間	最高 4 年以内 (※ただし、就労していない期間は支給対象とならない)
募集時期	夏頃 (※対象者は毎年度申込が必要)
申込方法	在學校を通じて県に申込み

3 返還免除

修学生が在学する高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業した場合には、返還を免除する。

4 問い合わせ先

申込手続に関すること	在學校へお問い合わせください。
制度全般に関すること	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県教育庁 高等学校教育課 奨学金係 電話：025-280-5638(直通)



高等学校等就学支援金

給付

1 対象

平成 26 年 4 月 1 日以降に高校等(※)に入学した生徒

(※)高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)ほか(授業料が無料の学校(新潟県立特別支援学校など)は除く。)

2 支給内容

支給要件 支給額	所得要件	支給額(全日制・月額)	
	住民税所得割課税額 (4人世帯の場合の年収目安)	国公立	私立
507,000 円未満 (年収:590万～910万未満程度)	9,900 円	9,900 円	9,900 円
257,500 円未満 (年収:350万～590万未満程度)			14,850 円
85,500 円未満 (年収:250万～350万未満程度)			19,800 円
0 円(非課税) (年収:250万未満程度)			24,750 円
※定時制・通信制の場合は、支給額が異なります。			
支給期間	全日制は 36 か月、定時制・通信制は 48 か月が限度		
支給方法	学校等が生徒本人に代わって国から受領し、授業料に充てます。 (生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。)		
申請方法	<p>支給の有無にかかわらず、在学学校へ毎年度申請や届出が必要</p> <p>※申請・届出時期: 4 月(入学時)…新入生のみ / 毎年 7 月頃…全学年 ただし、平成 31 年度より、マイナンバーを提出して支給認定された方は、毎年 7 月頃の届出手続きが不要となります。(支給認定されていない方や認定されていてもマイナンバーを提出していない方は、毎年度申請や届出が必要です。)</p>		

詳しい制度内容は県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikuzaimu/1356789784647.html>



<制度に関する問い合わせ先>

公立高等学校等 について	新潟県就学支援金等支給事務センター(教育庁財務課内) 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-280-5143
私立高等学校等 について	新潟県総務管理部大学・私学振興課支援班 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-280-5020

奨学のための給付金

給付

1 対象者

基準日（2019年7月1日）において、次のすべてに該当する世帯の高校生等（※）

- ① 保護者全員の住民税所得割が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）
- ② 生徒が高等学校等就学支援金の受給資格者（予定を含む）
- ③ 保護者が新潟県内に居住

（※）ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている者を除く。

2 支給内容

支給額 (年額)	全日制・定時制		通信制	
	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円
非課税世帯(第1子)	82,700円	98,500円	36,500円	38,100円
非課税世帯(第2子)※	129,700円	138,000円		
支給期間	生徒1人につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）が限度			
支給方法	保護者が指定する口座へ振込			
申請方法	在学校へ毎年度申請が必要 ※年1回（申請時期や手続き等の詳細は在学する学校を通じてお知らせします。）			

※基準日において、保護者に扶養されている15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる非課税世帯の高校生等が対象。
※兄弟姉妹に通信制の高校生等がいる非課税世帯の全日制・定時制の高校生等は第2子支給額。

詳しい制度内容は県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikuzaimu/1356789784647.html>



<制度に関する問い合わせ先>

県立高等学校等 について	新潟県就学支援金等支給事務センター（教育庁財務課内） 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-280-5143
私立高等学校等 について	新潟県総務管理部大学・私学振興課支援班 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-280-5020
県外在住の方	奨学のための給付金は、保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県によって制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。